

も、現行法の下でも極度額を定めてもかまわないので、契約書の書式変更の準備ができれば4月1日を待たずに極度額を定めた保証契約とするのが良いと考えます。ところで、極度額をいくらと定めたら良いかです。極度額は保証人に請求できる限度額であり、極度額を1,000万円と定めても未払い入院費が遅延損害金と合わせても30万円なら30万円しか請求できません。しかし、極度額を20万円とすると、未払い入院費が30万円でも保証人には20万円しか請求できません。従って、極度額を予想される滞納額より大幅に高額にする必要はありません。高額にすると、保証人になろうとする人は尻込みすると思われます。しかし、極度額を低くしすぎると保証人から回収できない事態が生じます。平均滞納額の3倍程度を考えると良いと思われます。もっとも、総合病院で診療科ごとに平均滞納入院費に大きなばらつきがあると、診療科ごとに極度額を定める必要があるかも知れません。

6 個人根保証に限りませんが、主たる債務者に頼まれて保証人になった保証人から問い合わせがあった場合、債権者は主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全ての債務について不履行の有無並びにこれらの残額及び弁済期が到来しているものの額について回答する必要があります（民法458条の2）。入院保証人は、病院が患者に断り無く誰かに保証を依頼することはないので、通常、患者に依頼されて保証人になっているでしょうから、入院保証人から入院費等の額、支払状況について問い合わせがあった場合、病院は、患者のプライバシー等を理由に回答を拒むことはできません。

（従業員の身元保証）

7 従業員の身元保証も従業員が雇用主に損害を与えた場合、従業員の負う損害賠償について保証する趣旨の内容の場合、個人根保証契約に該当します。従って、2020年3月31日までに契約する場合は、極度額不要ですが、4月1日以降に契約する場合は極度額の定めが必要となります。期間の定めのある従業員と4月1日以降に契約を更新する際に身元保証を再度徴求する場合も極度額が必要となります。

## 名寄市開業医誘致制度のご案内

名寄市内に新たに診療所を開設する開業医（医師又は医療法人）に対し診療所開設に要する経費の一部を助成します。名寄市の開業医不足改善にぜひご協力をお願いします！

### I. 対象となる方（下記の①～③の全てに該当すること）

- ①市内に居住し、地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
- ②診療所を継続して10年以上開業する見込みがある方
- ③市長が認める診療科（内科）の診療が可能なる方



### II. 助成金 開業に必要な土地・建物・医療機器等の取得に最大で5,350万円を助成します！！

区分	助成の対象	助成率・期間等	限度額
土地及び建物等 取得費助成金	土地、建物及び医療機器等の取得に対する助成 （中古建物を取得した際の改修工事を含む）	取得価格の50/100	一括取得する場合 5,000万円 いずれかを 取得する場合 ・土地 500万円 ・建物 3,500万円 ・医療機器等 1,000万円
	市内業者による施工加算 （中古建物の改修工事を含む）	取得価格の5/100	350万円
土地及び建物等 賃借料助成金	土地、建物及び医療機器等の賃借に対する助成	年額賃借料の50/100 開設した翌月から5年間	一括賃借する場合 600万円/年額 いずれかを賃借 する場合（年額） ・土地 60万円 ・建物 420万円 ・医療機器等 120万円
人材確保対策 助成金	診療所の開設にあたり、新たに雇用された者の人数に応じ開業医へ助成	開設の日から2年を経過する日までの間で、1年以上常時雇用されている者	同一人につき1回限り 50万円 ※日々雇用契約が締結されている雇用者は除く

### ○制度に関するご相談・お問い合わせはこちらまで！！

名寄市健康福祉部 保健センター  
〒096-0032 北海道名寄市西2条北5丁目  
TEL 01654-2-1486  
FAX 01654-2-7267  
E-mail : ny-hokencen@city.nayoro.lg.jp

